

議案第14号

守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年2月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

守口市後期高齢者医療に関する条例（平成20年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）</u>に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に市に住所を有していた被保険者</p> <p>（3） 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に市に住所を有していた被保険者</p> <p>（4） 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項<u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）</u>に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に市に住所を有していた被保険者</p> <p>（3） 法第55条第2項第1号<u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に市に住所を有していた被保険者</p> <p>（4） 法第55条第2項第2号<u>（法第55条の2第2項にお</u></p>

険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所
変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を
有していた被保険者

第4条から第9条まで 略

附 則

1 及び 2 略

3 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第9
条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。
以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料
の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおり
とする。

第1期 10月1日から同月31日まで
第2期 11月1日から同月30日まで
第3期 12月1日から同月31日まで
第4期 1月1日から同月31日まで
第5期 2月1日から同月28日まで

いて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保
険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に
規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院
等の際市に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険
者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、
これらの規定により市に住所を有するものとみなされ
た国民健康保険の被保険者であった被保険者

第4条から第9条まで 略

附 則

1 及び 2 略

第6期 3月1日から同月31日まで

4 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。